

要配慮者避難施設 設置運営マニュアル

平成 28 年 8 月

茨 木 市

茨木市高齢者サービス事業所連絡会

茨木市障害福祉サービス事業所連絡会

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 要配慮者避難施設とは

1 要配慮者避難施設の種類	2
(1) 福祉避難施設	
(2) 緊急入所施設	
◆ <参考> 大規模災害時における要配慮者避難施設の対象者区分表	3
2 要配慮者避難施設を開設する災害	4
3 開設までのフロー	5
4 指定避難所及び指定緊急避難場所	8

第2章 災害時における運用

1 要配慮者避難施設の開設	
(1) 開設要請	10
(2) 要配慮者の受入（移送）	11
(3) 開設期間	12
2 要配慮者避難施設の設置運営	
(1) 名簿の作成・管理	13
(2) 福祉避難施設の人員配置	14
(3) 福祉避難施設の受入れスペースの確保	15
(4) 緊急入所施設の設置運営	16
◆ <参考> 緊急入所施設における手続きの流れ	18
(5) 食事の提供・食糧等の管理	19
(6) 物資の提供・管理	21
(7) ボランティアの支援要請	22
(8) 緊急時対応	23
(9) 報告書（日報）の提出	24
(10) 閉鎖（指定解除）	25
3 費用の積算及び請求	
(1) <福祉避難施設>費用の積算	26
(2) <福祉避難施設>請求手続き	27

(3) ＜緊急入所施設＞費用の積算及び請求手続き	28
第3章 その他	29
1 災害時の連絡方法	
2 守秘義務の遵守	
3 要配慮者避難施設の設置運営に係る連携等の推進	
4 意見交換会の開催	
5 協定の更新等	
資 料	
■ 協定に関するQ & A	30
■ 関係機関連絡先	31
■ 協 定 書	34
各 種 様 式	40
(様式1-1号) 避難施設開設要請書	
(様式1-2号) 要配慮者避難施設への避難申出書兼情報提供同意書	
(様式1-3-1号、1-3-2号) 災害発生に伴う避難施設の設置届	
(様式1-4号) 被災状況報告書	
(様式2号) 報告書(日報)	
(様式3-1号) 福祉避難施設の設置運営等に要した経費に関する届出書	
(様式3-1-1号) 福祉避難施設の設置運営等に要した人件費積算書	
(様式3-1-2号) 福祉避難施設の設置運営等に要した要配慮者食費積算書	
(様式3-1-3号) 福祉避難施設の設置運営等に要したその他経費積算書	
(様式3-2号) 請求書	
(様式4号) 要配慮者等受入リスト	
(様式5-1号) 移送要請書	
(様式5-2号) 移送記録簿	
(様式6-1号) 食糧・物資等供給依頼票	
(様式6-2号) 食糧・物資等受払簿	
(様式7号) 要配慮者避難施設ボランティア依頼票	
(様式8号) 要配慮者避難施設指定解除通知書	

(様式9-1号) 緊急入所施設利用者負担分の費用に関する申請書

(様式9-2-1号) 緊急入所施設利用者負担分の費用に関する利用状況一覧

(様式9-2-2号) 【障害者用】緊急入所施設利用者負担分の費用に関する利用
状況一覧

(様式9-3号) 介護保険利用者負担額減額・免除等申請書

(様式9-4号) 介護保険負担限度額認定申請書

改 訂 履 歴

- 平成 26 年 2 月 策定
- 平成 28 年 8 月 改訂

はじめに

地震や風水害等、大規模な災害が発生した場合、障害者や高齢者等の要配慮者については、一般の避難所では生活が困難であることが予想されるため、安心して生活ができる体制を整備した要配慮者避難施設において特別な配慮をする必要があります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、同年 11 月 11 日（介護の日）に、茨木市高齢者サービス事業所連絡会が茨木市などの後援を得て開催した「第 7 回 いばらき・孫（まご）・子（こ）・老（ろ）ふれ愛フェスタ」のシンポジウム「震災について考える～茨木市の現状とこれから～」において、災害発生時における市と高齢者サービス事業所の連携の重要性を確認しました。

その後、茨木市と茨木市高齢者サービス事業所連絡会及び茨木市障害福祉サービス事業所連絡会が協議を重ね、平成 24 年 1 月 11 日に、茨木市と茨木市高齢者サービス事業所連絡会の間において「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」を締結し、1 年後の平成 25 年 1 月 11 日に、茨木市と茨木市障害福祉サービス事業所連絡会の間において同協定を締結しました。

これにより、大規模災害時において要配慮者を要配慮者避難施設に受け入れ、要配慮者がより安全で安心した避難生活を送るための支援体制ができました。

本マニュアルは、平常時から大規模災害発生に備え、本協定の運用に当たり必要となる事項等を定め、要配慮者避難施設の円滑な設置運営ができるよう整備し、大規模災害時における要配慮者の安全・安心を確保することを目的とするものです。

第1章 要配慮者避難施設とは

1 要配慮者避難施設の種類

要配慮者避難施設とは、本協定による大規模災害に伴う特別な配慮を要する障害者または高齢者の避難施設のことを言います。この要配慮者避難施設には、災害救助法に基づく「福祉避難施設」と介護保険法に基づく「緊急入所施設」（障害者支援施設については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定がありませんので、前述に準ずるものとします。）の2種類を想定しております。

これらの施設は、それぞれの根拠法令に基づき、避難施設に受け入れた費用の清算方法等が異なります。

なお、これらの施設は共に、災害時において茨木市の判断で開設される二次的な避難施設であるため、最初から避難して利用することはできません。

（1）福祉避難施設

- 【対象者】 指定避難所で生活することは困難ですが、身体的、精神的負担の少ない環境と一般的な介助、援助があれば日常生活を維持することができ、常には専門的介助、援助を必要としない程度の要配慮者
- 【根拠法令】 災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）
- 【人員配置】 概ね10人に1人の生活相談員等を配置
- 【面積基準】 1人当たり概ね2～4㎡（畳2畳程度）確保を目標
- 【費用】 要した経費は全て災害救助法に基づき国庫負担
- 【その他】
 - ・要配慮者の家族も一緒に入所可能
 - ・ホテル、旅館等の宿泊避難施設も福祉避難施設として利用可能

（2）緊急入所施設

- 【対象者】 常時、専門的介助、援助が必要で、介護保険施設や障害者支援施設等において、緊急入所又はショートステイ等による対応を必要とする状況の要配慮者
- 【根拠法令】 介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）
- 【人員配置】 法律の基準に基づく配置

- 【面積基準】 法律の基準に基づく面積を確保
- 【費用】 通常の介護報酬請求、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額に関する基準による
- ※災害時における国の通知による特例措置等により、利用定員超過に伴う介護報酬の減算なし。介護サービス費、食費・居住費の自己負担は、災害時における特例措置等により、減免。
- 【その他】 介護保険法に基づく場合は、人員配置基準及び面積基準について、災害時における国の通知による特例措置等がある場合は、その基準に従う。
- 障害者支援施設の場合は、災害時における国の通知による特例措置に準じた扱いとする。

◆＜参考＞ 大規模災害時における要配慮者避難施設の対象者区分表

【大規模災害時における要配慮者避難施設の対象者区分表】

緊急性				対 象 者	人員配置	面積基準	求 償
	入院加療	医療機関		身体状況等の悪化により、入院加療（医療処置や治療）を要する要配慮者	基準による人員配置	基準面積を確保	応急的な処置のみ災害救助法
	緊急入所（ショートステイ）	介護保険施設、障害者支援施設等		常時、専門的介助、援助が必要で、介護保険施設等において、緊急入所又はショートステイ等による対応を必要とする状況の要配慮者	基準により生活相談員等を配置（※）	基準面積を確保（※）	介護保険法 障がい者総合支援法
	福祉避難施設	その他介護保険・障害福祉サービス事業所等		指定避難所で生活することは困難ですが、身体的、精神的負担の少ない環境と一般的介助、援助があれば日常生活を維持することができ、常には専門的介助、援助を必要としない程度の要配慮者	概ね10人に1人の生活相談員等を配置	2㎡～4㎡/人（目標）	災害救助法
		ホテル、旅館等宿泊施設		指定避難所では生活に支障を来たす要配慮者	（同上）家族による支援も可		
	指定避難所	小・中学校体育館等		一般市民	市職員等	1.65㎡/人	

対象者数 → 多

（※）人員配置や面積基準は災害の規模に応じ、国の通知により緩和される場合あり

2 要配慮者避難施設を開設する災害

茨木市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合等において、茨木市が小学校体育館等の指定避難所に避難された災害時要配慮者※の状況等を判断し、要配慮者避難施設の開設を決定し、要配慮者避難施設へ開設要請を行います。

◆ 災害救助法の適用について

災害による被害の程度が、災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合、茨木市は、大阪府に対し災害救助法の適用を要請し、知事が市町村を単位として適用を決定します。

※災害時要配慮者とは、

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的な支援が必要な方をいいます。（以下「要配慮者」という。）

市は要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成します。

（避難行動要支援者名簿対象者の範囲）

- ① 身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方
- ② 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の交付を受けており単身世帯の方
- ③ 療育手帳 A の交付を受けている方
- ④ 介護保険法による、要介護 3、4、5 に認定されている方
- ⑤ 同居者のみでは避難が困難な者等、市長が支援の必要を認めた方ただし、施設入所者や長期入院中の方を除きます。

3 開設までのフロー

◆ 要配慮者避難施設の開設までのフロー図

災害発生の際、※1 茨木市災害対策本部事務分掌に基づき、茨木市に※2 民生対策部が設置され、※3 福祉・安否確認班（福祉政策課、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、介護保険課、福祉指導監査課）が中心となって、要配慮者支援が行われることとなります。

その中で、※4 指定避難所における避難者のうち、要配慮者避難施設による受け入れを必要とする要配慮者の把握が行われます。その情報が茨木市災害対策本部に集約されることで、開設の必要性について判断がなされ、要配慮者避難施設へ開設要請が行われます。

※1 【茨木市災害対策本部】

中・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、市域で震度5弱以上を観測したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置

※2 【民生対策部】

茨木市災害対策本部の機構

※3 【福祉・安否確認班】

市域で大規模な災害が発生したとき、避難行動要支援者（災害発生時に自ら避難することが困難で、支援を必要とする人）の安否確認調査を迅速に実施するために設置

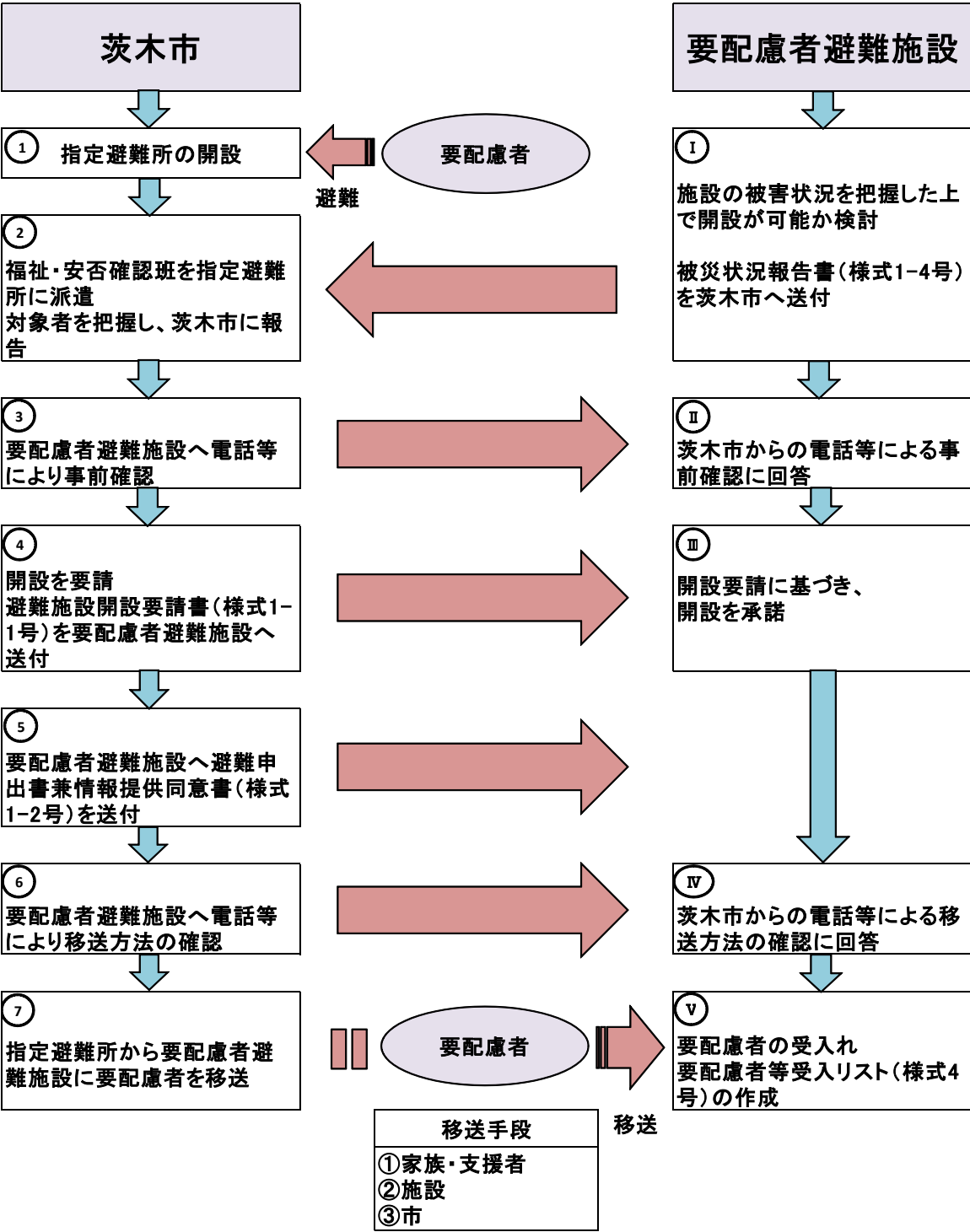
※4 【指定避難所】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設（市内75か所）

（指定避難所開設基準）

- 1 市域で震度5弱以上を観測したとき
- 2 災害発生のおそれがあり、避難勧告等が出されたとき
- 3 緊急を要する自主的な避難要請があったとき
- 4 その他必要と認めるとき

開設までのフロー



フロー図の説明

①	・大規模災害発生時、指定避難所の開設に伴い、在宅での生活ができない要配慮者を含む住民は、最寄りの指定避難所（小学校体育館等）に避難します	Ⅰ	・大規模災害発生に伴い、施設の被害状況を把握した上で開設が可能か検討し、被災状況報告書を作成 ・被災状況報告書（様式1-4号）を茨木市へ送付
②	・福祉・安否確認班を指定避難所に派遣し、福祉・安否確認班が中心となって、指定避難所における避難者の中で、要配慮者避難施設への移送を必要とする要配慮者を把握し、茨木市に報告します	Ⅱ	・③に対して、受入可能人数等を茨木市に回答
③	・Ⅰの報告に基づき、要配慮者避難施設に電話等により、受入可能人数等の事前確認をします	Ⅲ	・④の避難施設開設要請書（様式1-1号）に基づき、開設を承諾
④	・②及び③の報告を受け、茨木市災害対策本部において、要配慮者避難施設の開設の必要性を判断・決定し、要配慮者避難施設へ開設要請を行います。 ・避難施設開設要請書（様式1-1号）を要配慮者避難施設へ送付	Ⅳ	・⑥に対して、移送方法の確認を茨木市に回答 ・要配慮者避難施設にて移送を行う場合は、移送要請書（様式5-1号）に基づき移送を実施し、移送記録簿（様式5-2号）を作成
⑤	・②の報告を受け、要配慮者避難施設へ避難申出書兼情報提供同意書（様式1-2号）を要配慮者避難施設へ送付	Ⅴ	・⑦又はⅣに基づき、要配慮者の受入れ ・要配慮者等受入リスト（様式4号）の作成
⑥	・要配慮者避難施設に電話等により、移送方法の確認を行います ・家族又は支援者による移送が難しい場合は、要配慮者避難施設に移送の可否の確認を行ないます ・可能な場合は、移送要請書（様式5-1号）を要配慮者避難施設へ送付		
⑦	・⑥に基づき、指定避難所から要配慮者避難施設に要配慮者を移送します		

連絡先

茨 木 市	代 表	駅前三丁目8番13号	TEL: 622-8121
	危機管理課	E-mail kikikanri@city.ibaraki.lg.jp	TEL: 620-1617 FAX: 624-9249
	障害福祉課	E-mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp	TEL: 620-1636 FAX: 627-1692
	介護保険課	E-mail kaigohoken@city.ibaraki.lg.jp	TEL: 620-1639 FAX: 622-5950

※連絡手段が遮断された場合は、各小・中学校の職員室設置の防災行政無線にて災害対策本部と連絡がとれますので、各指定避難所の避難所要員（市職員）にご相談ください。

【指定避難所及び指定緊急避難場所一覧】

番号	施設名	電話番号	所在地	受入可能面積(m ²)	受入可能人数(人)	指定緊急避難場所 の指定					防災行政無線
						洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫	
1	茨木小学校	624-3132	片桐町8番40号	590.8	358	○		○	○	○	○
2	茨木公民館	625-7807	東宮町1番19号	456.0	276	○		○	○	○	○
3	茨木高等学校	622-3423	新庄町12番1号	1228.0	744	○		○	○	○	
4	養精中学校	622-6345	駅前四丁目7番60号	648.9	393			○	○	○	○
5	生涯学習センターきらめき	624-8182	畑田町1番43号	724.9	439			○	○	○	
6	市民体育館	626-3821	小川町2番1号	2062.0	1249			○	○	○	○
7	東奈良小学校	633-9648	東奈良二丁目5番36号	590.8	358			○	○	○	○
8	中条小学校	622-2729	新中条町7番12号	582.1	352			○	○	○	○
9	春日丘高等学校	623-2061	春日二丁目1番2号	1025.0	621			○	○	○	
10	春日小学校	622-2358	上穂東町5番18号	569.7	345			○	○	○	○
11	茨木工科高等学校	623-1331	春日五丁目6番41号	1236.6	749			○	○	○	
12	畑田小学校	627-0686	畑田町3番31号	590.8	358	○		○	○	○	○
13	春日コミュニティセンター	626-6541	上穂積二丁目13番30号	631.6	382			○	○	○	○
14	西中学校	622-2658	見付山二丁目5番4号	1142.1	692			○	○	○	○
15	春日丘小学校	622-2515	中穂積三丁目3番43号	584.3	354			○	○	○	○
16	穂積小学校	627-5277	下穂積二丁目6番62号	590.8	358		○	○	○	○	○
17	沢池小学校	625-6300	南春日丘三丁目11番6号	590.8	358		○	○	○	○	○
18	西陵中学校	625-4781	南春日丘一丁目19番6号	697.8	422			○	○	○	○
19	茨木西高等学校	625-5711	紫明園10番68号	1345.2	815			○	○	○	
20	西小学校	622-3485	北春日丘三丁目12番23号	590.8	358		○	○	○	○	○
21	郡小学校	643-4121	郡五丁目26番23号	590.8	358	○		○	○	○	○
22	郡山小学校	643-5345	新郡山二丁目30番18号	590.8	358		○	○	○	○	○
23	豊川いのち・愛・ゆめセンター	643-2069	豊川四丁目4番28号	708.8	429			○	○	○	○
24	豊川小学校	643-5916	宿久庄五丁目14番5号	587.2	355			○	○	○	○
25	豊川中学校	643-1567	藤の里一丁目16番8号	697.8	422			○	○	○	○
26	福井小学校	643-5173	東福井二丁目4番20号	590.8	358	○	○	○	○	○	○
27	福井多世代交流センター	643-1300	東福井二丁目23番22号	208.0	126			○	○	○	○
28	福井市民体育館	641-4961	西福井三丁目30番45号	767.0	464			○	○	○	○
29	見山公民館	649-3109	大字下音羽163番地	178.9	108		○	○	○	○	○
30	清溪小学校	649-2025	大字泉原857番地	590.8	358		○	○	○	○	○
31	忍頂寺小学校	649-3014	大字忍頂寺31番2号	590.8	358		○	○	○	○	○
32	山手台小学校	649-1282	山手台四丁目9番4号	590.8	358		○	○	○	○	○
33	北陵中学校	649-4641	山手台一丁目23番10号	697.8	422			○	○	○	○
34	安威小学校	643-5128	安威二丁目21番23号	590.8	358	○	○	○	○	○	○
35	北中学校	643-9191	南安威三丁目10番3号	701.6	425			○	○	○	○
36	耳原小学校	641-1900	耳原二丁目20番55号	590.8	358	○		○	○	○	○
37	太田小学校	643-8384	花園一丁目21番26号	590.8	358	○		○	○	○	○
38	太田中学校	641-2557	花園一丁目6番10号	697.8	422			○	○	○	○
39	太田公民館	623-9076	太田三丁目6番18号	594.7	360	○		○	○	○	○
40	西河原小学校	622-3303	西河原北町7番33号	590.8	358	○		○	○	○	○

【指定避難所及び指定緊急避難場所一覧】

番号	施設名	電話番号	所在地	受入可能面積 (㎡)	受入可能人数 (人)	指定緊急避難場所の指定					防災行政無線
						洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫	
41	三島小学校	624-5261	三島町3番13号	590.8	358	○		○	○	○	○
42	三島コミュニティセンター	625-6474	西河原二丁目7番12号	501.0	303	○		○	○	○	○
43	三島中学校	626-2145	西河原一丁目17番10号	701.6	425	○		○	○	○	○
44	西河原多世代交流センター	623-9343	西河原二丁目17番4号	149.0	90	○		○	○	○	
45	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	626-5660	総持寺二丁目5番36号	572.5	347	○		○	○	○	
46	庄栄小学校	622-4711	庄二丁目26番5号	590.8	358	○		○	○	○	○
47	東小学校	633-2541	鮎川二丁目5番23号	590.8	358	○		○	○	○	○
48	白川公民館	632-7870	鮎川一丁目8番17号	486.0	294	○		○	○	○	○
49	白川小学校	633-1191	白川一丁目4番1号	590.8	358	○		○	○	○	○
50	東雲中学校	633-6966	学園南町21番7号	701.1	424	○		○	○	○	○
51	玉島小学校	632-3160	玉島二丁目11番23号	590.8	358	○		○	○	○	○
52	平田中学校	633-1501	平田一丁目8番20号	698.0	423	○		○	○	○	○
53	玉島公民館	633-1020	平田二丁目25番9号	388.0	235	○		○	○	○	○
54	北摂つばさ高等学校	633-2000	玉島台2番15号	1080.0	654	○		○	○	○	
55	中津小学校	634-3478	中津町10番15号	612.9	371	○		○	○	○	○
56	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	632-7411	桑田町24番21号	200.0	121			○	○	○	○
57	大池小学校	632-8663	大池一丁目5番8号	592.3	358	○		○	○	○	○
58	大池コミュニティセンター	633-8071	舟木町11番35号	642.5	389	○		○	○	○	
59	東中学校	632-8414	末広町7番4号	655.5	397	○		○	○	○	○
60	水尾小学校	633-3792	水尾四丁目7番16号	590.8	358	○		○	○	○	○
61	玉櫛小学校	634-2144	水尾三丁目1番51号	702.0	425	○		○	○	○	○
62	南中学校	633-1601	若園町6番41号	698.2	423	○		○	○	○	○
63	葦原小学校	633-7680	新和町13番50号	590.8	358	○		○	○	○	○
64	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	635-7667	沢良宜浜三丁目12番19号	382.1	231	○		○	○	○	
65	玉櫛公民館	633-0004	沢良宜東町5番39号	703.0	426	○		○	○	○	○
66	天王小学校	625-6205	天王二丁目13番57号	590.8	358			○	○	○	○
67	天王中学校	632-5781	沢良宜西三丁目8番5号	697.8	422	○		○	○	○	○
68	蔵垣内会館	624-6530	蔵垣内三丁目11番23号	161.5	97			○	○	○	○
69	彩都西小学校	641-2481	彩都あさぎ五丁目8番1号	812.1	492		○	○	○	○	○
70	東市民体育館	633-5701	学園町4番18号	1569.7	951	○		○	○	○	○
71	彩都西中学校	640-1331	彩都あさぎ四丁目6番7号	1148.4	696			○	○	○	○
72	市民総合センター（クリエイトセンター）	624-1726	駅前四丁目6番16号	724.4	439			○	○	○	
73	男女共生センターローズWAM	620-9920	元町4番7号	264.1	160			○	○	○	
74	豊川コミュニティセンター	641-8910	藤の里二丁目16番8号	364.6	220		○	○	○	○	○
75	南市民体育館	630-0111	島三丁目8番19号	2113.2	1280	○		○	○	○	○

第2章 災害時における運用

1 要配慮者避難施設の開設

(1) 開設要請

茨木市が要配慮者避難施設を開設する必要があると認めたときは、茨木市は要配慮者避難施設に対し、事前に施設の被災状況や収容可能人数等の確認を行った上で、「避難施設開設要請書（様式1-1号）」にて開設を要請します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 要配慮者避難施設は、平常時において各サービス事業所連絡会会員から同会会長あてに「災害発生に伴う避難施設の設置届（様式1-3-1号、1-3-2号）」を提出した事業所とします。
- 開設要請に先立ち、要配慮者避難施設は、施設の人的・物的被害の状況等を把握した上で、「被災状況報告書（様式1-4号）」を作成し、茨木市の担当課あてにFAX等により報告するとともに、要配慮者避難施設の開設が可能か検討を行ってください。それに基づき、茨木市から電話等による事前確認を行います。
- 事前確認の結果を踏まえ、茨木市は、要配慮者避難施設ごとの収容可能人数や体制等を勘案した上で、開設を要請する要配慮者避難施設を決定し、当該避難施設に「避難施設開設要請書（様式1-1号）」にて開設を要請します。
- 要配慮者避難施設への開設要請は、要配慮者避難施設の種類ごと（福祉避難施設又は緊急入所施設）に行います。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 避難施設開設要請書（様式1-1号）
- ・ 災害発生に伴う避難施設の設置届（様式1-3-1号、1-3-2号）
- ・ 被災状況報告書（様式1-4号）

【関連項目】

- ≫ 第2章2（1）名簿の作成・管理
- ≫ 第2章2（2）福祉避難施設の人員配置
- ≫ 第2章2（3）福祉避難施設の受入れスペースの確保

(2) 要配慮者の受入（移送）

要配慮者の指定避難所から要配慮者避難施設への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が行うこととします。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、茨木市が要配慮者避難施設に協力を要請します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 指定避難所から要配慮者避難施設への移送手段は、次の順番により行われます。

- ① 家族又は支援者による移送
- ② 要配慮者避難施設（職員）等による移送
- ③ 茨木市（職員）による移送

- 上記①の手段により難しく、要配慮者避難施設へ移送の要請②を行う場合は、あらかじめ茨木市は要配慮者避難施設に連絡の上、FAX等により「移送要請書（様式5-1号）」を送付します。

- 茨木市から要請を受け、要配慮者避難施設が移送を行った場合は、「移送記録簿（様式5-2号）」を作成してください。福祉避難施設への移送に要した実費については、茨木市に請求することができます。なお、緊急入所施設への移送は、介護報酬による請求とします。

- 福祉避難施設の閉鎖や退所時は、各自で帰宅していただくこととなり、移送費の対象とはなりません。なお、緊急入所施設から自宅等への退所は、介護報酬による請求とします。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 移送要請書（様式5-1号）
- ・ 移送記録簿（様式5-2号）

【関連項目】

≫ 第2章3 費用の積算及び請求

(3) 開設期間

要配慮者避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とします。
ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合にあつては、茨木市と要配慮者避難施設が協議の上、適時、期間の延長を行います。

◆ 実施に当たっての留意点

- 開設期間は、「避難施設開設要請書（様式1-1号）」により茨木市が要請を行った期間とします。
- 災害対策基本法では、避難所（福祉避難施設を含む）は、災害に際し応急的に難を避ける避難施設であることから、開設の期間は災害発生の日から最大限7日以内と基準が定められております。
また、開設の延長が必要な場合における延長の期間は、必要最小限度の期間とされており、通常の場合、基準の期間である7日以内となります。
これは再延長の場合も同様です。
ただし、開設期間が予測できる場合、又は一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、国（府）と協議の上、7日を超える期間で開設又は延長の期間を設定できる場合があります。
- 開設の延長に当たっては、事前に茨木市と要配慮者避難施設が電話等で協議を行った上で決定するものとします。この場合における書面による要請は、後日となる場合があります。
- 緊急入所施設は介護保険法に基づくものであり、開設期間に係る災害救助法の規定は適用されませんが、これを準用し、福祉避難施設における開設期間と同様に扱います。

【関連項目】

- ≫ 第2章1（1） 開設要請
- ≫ 第2章2（10） 閉鎖（指定解除）

2 要配慮者避難施設の設置運営

(1) 名簿の作成・管理

要配慮者避難施設は、受入れを行った要配慮者等について、茨木市からの「避難施設開設要請書（様式1-1号）」及び「要配慮者避難施設への避難申出書兼情報提供同意書（様式1-2号）」等により「要配慮者等受入リスト（様式4号）」を作成し、要配慮者等の管理を行います。

要配慮者等の受入れの追加要請（様式1-2号を利用）や、退所等により受入れ者に変更が生じた場合、その他必要に応じて随時リストの更新を行います。

◆ 実施に当たっての留意点

- 「要配慮者等受入リスト（様式4号）」の作成は、要配慮者避難施設の設置運営を行うに当たって、早急に行っていただくものになります。
茨木市からFAX等により要配慮者避難施設へ示された「避難施設開設要請書（様式1-1号）」及び「要配慮者避難施設への避難申出書兼情報提供同意書（様式1-2号）」に記載された情報を元に作成してください。
- 災害の規模や緊急度合い等により、個人情報が入り不足である場合は、要配慮者本人からの聞き取り調査等により作成し、得た情報は必ず茨木市へ報告してください。
- 「報告書（日報）（様式2号）」により、毎日、受入人数及び入退所者数等を茨木市へ報告します。
- 入所者が退所する場合は、可能な限り転出先を確認し記録してください。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 避難施設開設要請書（様式1-1号）
- ・ 要配慮者避難施設への避難申出書兼情報提供同意書（様式1-2号）
- ・ 報告書（日報）（様式2号）
- ・ 要配慮者等受入リスト（様式4号）

【関連項目】

≫ 第2章2（9）報告書（日報）の提出

（２）福祉避難施設の人員配置

福祉避難施設の運営に当たっては、概ね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談職員等を配置しなければなりません。

要配慮者の適切な支援が行えるよう、生活相談職員等は、できるだけ看護師又は介護福祉士等の専門職の資格を有する者とします。

◆ 実施に当たっての留意点

- 生活相談員等は、入所者の日常生活上の支援や相談業務のほか、関係機関との連絡調整業務等を行います。

医療処置や治療、高度な介護サービス等を行うものではなく、これらが必要とする要配慮者は入院加療や緊急入所（ショートステイ）により対応を図ります。

- 基本的に生活相談員等は避難施設の既存の職員によるものとし、生活相談職員等は夜間も配置（24 時間体制）が必要となります。

- 災害ボランティアセンターに人的支援を求めることができます。

- 通常時の人員より追加して職員配置が必要な場合は、その追加人員についての実費は、茨木市に請求することができます。職員による配置体制が難しい場合は、臨時職員を雇い上げることができ、雇い上げに生じた実費は、茨木市に請求することができます。

雇い上げにかかる目安は、茨木市の臨時職員の賃金相当額（割増賃金についても茨木市の臨時職員にならう）とします。

【関連項目】

- ≫ 第 2 章 2 （7）ボランティアの支援要請
- ≫ 第 2 章 3 （1）＜福祉避難施設＞費用の積算

（３）福祉避難施設の受入れスペースの確保

要配慮者の特性を踏まえ適切に対応ができるよう、１人当たり面積について、概ね２～４㎡／人（畳２畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保します。

併せて、できる限り避難施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境を整備します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 空き室を活用した個室による受入れやベッドの利用が可能な場合は、それを優先します。
- 入所者の１人当たり面積については、概ね２～４㎡／人（畳２畳程度）を目安として設定します。
- 多目的スペース等を利用し、できるだけ１人当たりの面積を広く確保できるように努めてください。
- できる限り避難施設内の段差を解消する等、バリアフリー化に努め、入所者の生活環境の整備を行ってください。

(4) 緊急入所施設の設置運営

福祉避難施設での生活が困難な要配慮者については、緊急入所施設として、介護保険施設や障害者支援施設等の短期入所（ショートステイ）等により、適切に対応します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 茨木市（福祉・安否確認班）は、対象者の入所の適否の判断に当たっては、身体の状態等を確認した上で決定します。
- 緊急入所施設の開設期間について、当該避難施設は介護保険法に基づくものであるため災害救助法の規定は適用されませんが、福祉避難施設における開設期間と同様に扱うこととします。
- 緊急入所施設は、介護保険サービスまたは障害福祉サービスの短期入所（ショートステイ）に準じて対応するものとし、受入れに際し必要となる経費については、通常の介護報酬請求、障害福祉サービス費の請求により行うものとします。なお、利用定員を超過した場合でも、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等においては特例措置により、所定単位数の減算は行われません。
- 介護サービス費、食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、次のとおり行ってください。

【介護サービス費】

- ・ 居宅介護サービス費等の額の特例取扱要綱に基づき、緊急入所施設への入所に当たり、被保険者が、茨木市に対し介護保険利用者負担額減額・免除の申請を行います。
- ・ 上記の減免申請を行った上で生じる自己負担分（残額）は、避難施設からの請求により茨木市が負担します。

【食費・居住費】

- ・ 介護サービス費と同様、緊急入所施設への入所に当たり、本人が、茨木市に対し「介護保険負担限度額認定申請」を行った上で生じる自己負担分（残額）について、緊急入所施設からの請求により茨木市が負担します。

※ 災害時における国の特別対策等がある場合は、それに準じます。

- 緊急入所施設は、早急に「要配慮者等受入リスト（様式４号）」を作成するとともに、緊急入所した要配慮者から介護サービス費、食費・居住費の自己負担分の減免に係る次の申請書を徴取し、茨木市へFAX等で提出してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護サービス費：介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（様式９－３号）② 食費・居住費：介護保険負担限度額認定申請書（様式９－４号） |
|---|

- 上記②の申請に必要な申請者の押印や、本来の申請月を過ぎた場合の申請の取扱いについては、弾力的な運用を行うこととします。
- 自己負担分の茨木市負担については、社会福祉法人による軽減より優先します。
- 「報告書（日報）（様式２号）」の作成及び提出等、介護保険法の規定によるもの以外については、福祉避難施設の設置運営に準じて取り扱いを行ってください。
※報告書（日報）の提出については、第２章２（９）を参照してください。
- 障害福祉サービス費、食費等の自己負担分の取扱いについては、災害時における国の通知による特例措置に準じた扱いとします。

■ 本項目において使用する様式

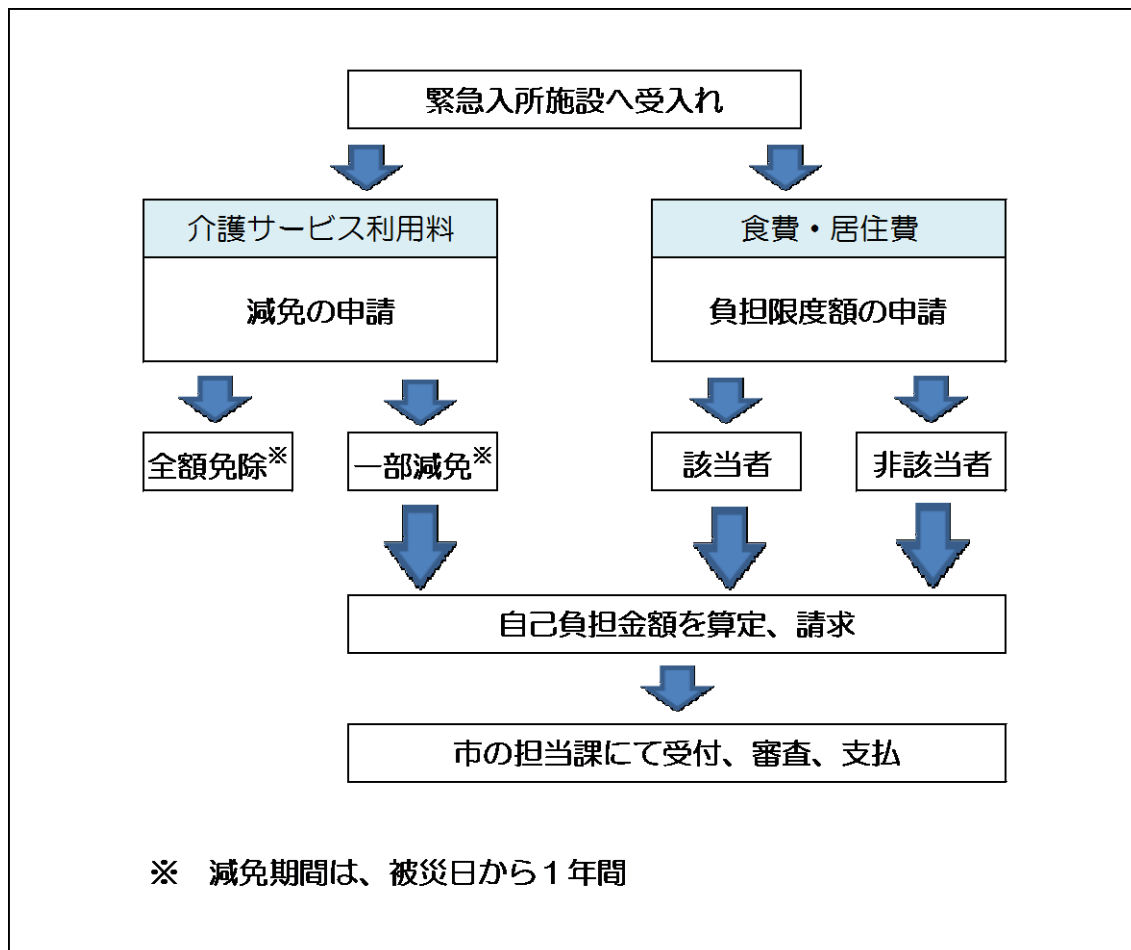
- ・ 介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（様式９－３号）
- ・ 介護保険負担限度額認定申請書（様式９－４号）

【関連項目】

- ≫ 第２章１（３）開設期間
- ≫ 第２章２（１）名簿の作成・管理
- ≫ 第２章２（９）報告書（日報）の提出
- ≫ 第２章３（３）＜緊急入所施設＞費用の積算及び請求手続き

◆＜参考＞ 緊急入所施設における手続きの流れ

（介護保険制度利用の場合）



（障害福祉サービス利用の場合）

災害時に国から示される取扱いに準じて処理します。基本的には、日常の介護給付費請求と同様の手続きが想定されます。

(5) 食事の提供・食糧等の管理

食事の提供に当たっては、公平性の確保に最大限配慮し、要配慮者等からの応じる必要のある要望については、可能な限り個別に対応することとします。

食糧等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、「食糧・物資等供給依頼票（様式6-1号）」により、茨木市に支援を求めることができます。

◆ 実施に当たっての留意点

- 要配慮者への食事に供する食糧は、要配慮者避難施設に確保していただきます。
局地的な災害の場合等で、通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、要配慮者避難施設で食糧を購入する等して調達してください。
- 食事の提供に要した主食、副食及び燃料等の実費は、茨木市へ請求することができます。この場合に目安となる額は、市が別に定める1人当たり負担限度額基準費用額以内とします。
- 食事の調理に要する人件費については、この基準額には含まれませんので、人件費として計上し、茨木市への費用の請求に当たっては、「福祉避難施設の設置運営等に要した経費に届出書（様式3-1号）」、「福祉避難施設の設置運営等に要した人件費積算書（様式3-1-1号）」を提出してください。ただし、緊急入所施設は、通常以上の人員を配置した場合に人件費として計上してください。
- 福祉避難施設の食事の提供に要した総経費は、延給食日数で除した金額をもって、日額とします。ただし、大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算します。
- 福祉避難施設における食事の提供は、特別養護老人ホームや障害者支援施設等が通常提供する水準のものを求めるものではありません。
- 要配慮者避難施設による食糧の確保が難しい等、食糧等に不足が生じる恐れがある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、「食糧・物資等供給依頼票（様式6-1号）」により、茨木市に支援を要請してください。

要請に応じ、市備蓄物資や他自治体からの援助物資、協定業者からの流通物資等による支援を行います。

- 茨木市へ支援を要請し、食糧の受入れを行った場合は、「食糧・物資等供給依頼票（様式 6-1 号）」に受領日時を記入し、適切な保管場所で保管してください。

また、「食糧・物資等受払簿（様式 6-2 号）」を作成し、管理を行います。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 食糧・物資等供給依頼票（様式 6-1 号）
- ・ 食糧・物資等受払簿（様式 6-2 号）
- ・ 福祉避難施設の設置運営等に要した経費に届出書（様式 3-1 号）
- ・ 福祉避難施設の設置運営等に要した人件費積算書（様式 3-1-1 号）

【関連項目】

≫ 第 2 章 3（1）＜福祉避難施設＞費用の積算

（６）物資の提供・管理

物資の提供に当たっては、公平性の確保に最大限配慮し、応じる必要のある要望については、可能な限り個別に対応します。

物資等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、「食糧・物資等供給依頼票（様式６－１号）」により、茨木市に支援を求めることができます。

◆ 実施に当たっての留意点

- 物資の確保は、原則、本人またはその家族が準備しておくものですが、毛布・紙おむつ等避難生活上最低限必要な物資については、要配慮者避難施設に確保していただきます。

局地的な災害の場合等で、通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、要配慮者避難施設で物資を購入する等して調達を行ってください。

なお、物資の調達に要した実費は、茨木市へ請求することができます。

- 要配慮者避難施設による物資の確保が難しい等、物資に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、「食糧・物資等供給依頼票（様式６－１号）」により、茨木市に支援を要請してください。

要請に応じ、市備蓄物資や他自治体からの援助物資、協定業者からの流通物資等による支援を行います。

- 茨木市へ支援を要請し、物資の受入れを行った場合は、「食糧・物資等供給依頼票（様式６－１号）」に受領日時を記入し、適切な保管場所へ保管してください。

また、要配慮者避難施設は、「食糧・物資等受払簿（様式６－２号）」を作成し、管理を行います。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 食糧・物資等供給依頼票（様式６－１号）
- ・ 食糧・物資等受払簿（様式６－２号）

【関連項目】

≫ 第２章３（１）＜福祉避難施設＞費用の積算

(7) ボランティアの支援要請

要配慮者避難施設は、設置運営に当たり人材に不足がある場合、災害ボランティアセンターへ「要配慮者避難施設等ボランティア依頼票（様式7号）」により、支援を要請することができます。

◆ 実施に当たっての留意点

- 要配慮者避難施設は、ボランティア・専門的な人材等（介護福祉士、看護師等）に不足がある場合、不足する職種及び人数、活動内容、希望する活動日時等を取りまとめ、「要配慮者避難施設ボランティア依頼票（様式7号）」により、災害ボランティアセンターにFAX等により依頼を行います。
- 要配慮者避難施設がボランティアの受入れを行った場合は、「報告書（日報）（様式2号）」により、茨木市へ報告してください。
- 要配慮者避難施設は、ボランティアの活動が完了した場合は、災害ボランティアセンターへ速やかに電話等により報告を行ってください。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 要配慮者避難施設ボランティア依頼票（様式7号）
- ・ 報告書（日報）（様式2号）

【関連項目】

≫ 第2章2（9）報告書（日報）の提出

（８）緊急時対応

福祉避難施設は、身体的、精神的負担の少ない環境と一般的な介助、援助があれば日常生活を維持でき、医療処置等を必要としない程度の方が対象となりますが、要配慮者の身体状況等の悪化により、緊急入所や医療処置、治療等が必要と判断される場合は、緊急入所施設や医療機関へ速やかに移送し、適切な対応を図ります。

また、緊急入所施設は、要配慮者の身体状況等の悪化により、医療処置、治療等が必要と判断される場合は、医療機関へ速やかに移送し、適切な対応を図ります。

◆ 実施に当たっての留意点

- 要配慮者の身体状況等の悪化により、福祉避難施設での生活が困難と認められる場合、速やかに茨木市へ連絡を行い、指示を受けてください。
- 移送手段や移送に要する費用等については、第２章１（２）要配慮者の受入（移送）と同様の取り扱いとします。
- 緊急に医療処置等を要し、茨木市の指示を受ける時間がない場合は、要配慮者避難施設の判断により対応し、その後、速やかに茨木市へ報告してください。
- 要配慮者避難施設内で入所者に問題等が発生した場合は、状況により茨木市等へ直ちに連絡してください。

【関連項目】

≫ 第２章１（２）要配慮者の受入（移送）

（９）報告書（日報）の提出

要配慮者避難施設の運営に当たり、要配慮者避難施設の状況及び要配慮者の受入れ状況等について、毎日、「報告書（日報）（様式２号）」に記入し、茨木市へ提出します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 毎日の要配慮者避難施設の状況及び要配慮者の受入れ状況等について、「報告書（日報）（様式２号）」に記入し、茨木市へ提出してください。
- 報告は、FAXを使用し、茨木市が指定する時刻及びFAX番号に行うものとします。
- 要配慮者避難施設の状況の他、毎日の受入人数、新規入所者（退所者）の氏名等を茨木市へ報告してください。
自宅へ帰宅される等、退所者が発生した場合は、可能な限り転出先を確認し記録してください。
- 要配慮者避難施設がボランティアの受入れを行った場合は、「報告書（日報）（様式２号）」により、茨木市へ報告してください
- 災害の状況等により、FAXによる報告が困難な場合は、緊急を要する場合を除き、後日まとめて茨木市に報告を行ってください。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 報告書（日報）（様式２号）

【関連項目】

≫ 第２章２（１）名簿の作成・管理

(10) 閉鎖（指定解除）

要配慮者が全て退所し、要配慮者避難施設としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、茨木市は要配慮者避難施設としての指定を解除します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 茨木市は、要配慮者避難施設が早期に本来目的の活動を再開できるよう相談窓口を設置し、生活相談員やボランティア等と連携して、要配慮者等に対し生活再建に係る相談を行う等、各種支援制度につなげることにより、要配慮者避難施設の早期閉鎖につとめます。
- 要配慮者避難施設としての指定の解除を行った場合は、茨木市は要配慮者避難施設に対し、「要配慮者避難施設指定解除通知書（様式8号）」を交付します。
- 要配慮者避難施設は、閉鎖後速やかに、茨木市に対し設置運営経費の請求手続きを完了させます。ただし、開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、費用の請求を行うことができます。
- 要配慮者避難施設の開設が長期化した場合等は、各要配慮者避難施設及び要配慮者に相談の上、要配慮者避難施設の統廃合を図ります。
- 要配慮者避難施設の原状回復に要する費用は、「要配慮者避難施設の設置運営等に要した経費に関する届出書（様式3-1号）」をもって、実費を茨木市へ請求することができます。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 要配慮者避難施設指定解除通知書（様式8号）

【関連項目】

≫ 第2章3（2）＜福祉避難施設＞請求手続き

3 費用の積算及び請求

(1) <福祉避難施設> 費用の積算

福祉避難施設が、福祉避難施設の設置運営のため要した費用及び茨木市の要請に基づき要配慮者避難施設が実施した事項に係る費用は、所要の実費を茨木市が負担します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 福祉避難施設が、福祉避難施設の設置運営等のために、移送費、生活相談員等の配置に要した人件費、要配慮者に要した食費その他の費用について、茨木市が所要の実費を負担します。
- その他の費用の範囲については、災害の規模及び被災者の状況等により、茨木市が別に定めます。
- 所要の実費についても、災害の規模及び被災者の状況等により、茨木市が別に定めます。

(2) <福祉避難施設> 請求手続き

茨木市への費用の請求に当たり、

- ①「福祉避難施設の設置運営等に要した経費に関する届出書（様式 3-1 号）」、
- ②「福祉避難施設の設置運営等に要した人件費積算書（様式 3-1-1 号）」、
- ③「福祉避難施設の設置運営等に要した要配慮者食費積算書（様式 3-1-2 号）」、
- ④「福祉避難施設の設置運営等に要したその他経費積算書（様式 3-1-3 号）」、
- ⑤「請求書（様式 3-2 号）」

及び費用の根拠となる領収書（写）を提出するものとします。

◆ 実施に当たっての留意点

- 茨木市への費用の請求に当たっては、
 - ①「福祉避難施設の設置運営等に要した経費に関する届出書（様式 3-1 号）」、
 - ②「福祉避難施設の設置運営等に要した人件費積算書（様式 3-1-1 号）」、
 - ③「福祉避難施設の設置運営等に要した要配慮者食費積算書（様式 3-1-2 号）」、
 - ④「福祉避難施設の設置運営等に要したその他経費積算書（様式 3-1-3 号）」、
 - ⑤「請求書（様式 3-2 号）」及び費用の根拠となる領収書（写）を提出してください。
- 福祉避難施設の開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、
 - ①「福祉避難施設の設置運営等に要した経費に関する届出書（様式 3-1 号）」、
 - ②「福祉避難施設の設置運営等に要した人件費積算書（様式 3-1-1 号）」、
 - ③「福祉避難施設の設置運営等に要した要配慮者食費積算書（様式 3-1-2 号）」、
 - ④「福祉避難施設の設置運営等に要したその他経費積算書（様式 3-1-3 号）」、
 - ⑤「請求書（様式 3-2 号）」及び費用の根拠となる領収書（写）をもって、茨木市に対し費用の請求を行うことができます。
- 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類は、福祉避難施設で揃えておく必要があります。（5 年保存）
- 必要に応じて、茨木市による監査を実施します。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 福祉避難施設の設置運営等に要した経費に関する届出書（様式 3-1 号）
- ・ 福祉避難施設の設置運営等に要した人件費積算書（様式 3-1-1 号）
- ・ 福祉避難施設の設置運営等に要した要配慮者食費積算書（様式 3-1-2 号）
- ・ 福祉避難施設の設置運営等に要したその他経費積算書（様式 3-1-3 号）
- ・ 請求書（様式 3-2 号）

(3) <緊急入所施設> 費用の積算及び請求手続き

緊急入所施設の設置運営に要した費用は、通常の介護報酬請求によるものとします。ただし、介護サービスの利用料、食費、居住費等の自己負担分については、介護保険制度に係る減免等を活用した上で発生する分を災害時における特例措置等により減免します。

◆ 実施に当たっての留意点

- 緊急入所施設の設置運営に要した費用については、介護保険法に基づく通常の介護報酬請求により、茨木市へ請求を行ってください。
- 介護サービスの利用料、食費・居住費の自己負担分については、第2章2(4)緊急入所施設の設置運営に記載する介護保険制度に係る減免等の仕組みを活用した上で発生する分(残額)を災害時における特例措置等により減免します。
障害福祉サービスを利用した際も同様に、自己負担分については茨木市が負担します。
当該自己負担分の請求に当たっては、「緊急入所施設利用者負担分の費用に関する申請書(様式9-1号)」に、「緊急入所施設利用者負担分の費用に関する利用状況一覧(様式9-2-1、9-2-2号)」を添えて、茨木市へ提出してください。
- 開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、茨木市に対し費用の請求を行うことができます。
- 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類は、避難施設で揃えておく必要があります。(5年保存)
- 必要に応じて、茨木市による監査を実施します。

■ 本項目において使用する様式

- ・ 緊急入所施設利用者負担分の費用に関する申請書(様式9-1号)
- ・ 緊急入所施設利用者負担分の費用に関する利用状況一覧(様式9-2-1、9-2-2号)

【関連項目】

≫ 第2章2(4)緊急入所施設の設置運営

第3章 その他

1 災害時の連絡方法

- 本マニュアルでは、茨木市と要配慮者避難施設との連絡手段について、FAX等と記載していますが、その他の連絡手段としては、災害時優先電話、各指定避難所設置の防災行政無線、書類の手渡し等が考えられます。施設や周辺地域の被災状況によって、適宜判断してください。また、市役所が被災し、事務処理の機能が失われたときは、市役所来庁者用駐車場や中央公園グラウンド等に代替拠点が設営できるよう準備しています。

2 守秘義務の遵守

- 要配慮者避難施設の設置運営に当たっては守秘義務が課せられ、入所者等の情報を他に漏らしてはなりません。これは、要配慮者避難施設を閉鎖した後も同様です。
- 要配慮者についての問い合わせ等の対応は、茨木市が行いますので、疑義が生じた場合は、その都度、茨木市へ連絡し指示を仰いでください。

3 要配慮者避難施設の設置運営に係る連携等の推進

- 災害が発生したとき、本協定に基づき、要配慮者避難施設の設置運営が円滑に実施されるよう、平常時から災害時における対応について地域の防災団体、医療機関等と連携・調整しておくことが必要です。

4 意見交換会の開催

- 本協定及びマニュアルの実施に係る意見交換会の定例会を年1回開催します。また、必要に応じて、臨時会を開催し、適時、見直し等を行うものとします。

5 協定の更新等

- 本協定は、何らかの意思表示がない場合は、自動的に1年間更新されます。本協定を解除しようとするときは、書面で意思表示を行ってください。

資 料

■ 協定に関する Q&A

- Q 1 想定する災害（被害）はどれくらいの規模か。
- A 1 茨木市で一番甚大な被害が考えられる有馬高槻構造線の直下型地震を想定しており、避難所生活者数は 25,804 人と想定（平成 19 年 3 月報告大阪府地震被害想定調査結果から）しています。
- Q 2 本協定の対象となる要配慮者とは「避難行動要支援者名簿」に登録されている要配慮者のことを指すのか。
- A 2 本協定では同名簿の登録者に限らず、指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする全ての要配慮者が対象です。
- Q 3 要配慮者避難施設の近隣に居住する方が、要配慮者避難施設に直接避難することはできるのか。
- A 3 本協定に基づく要配慮者避難施設は、茨木市の判断で開設される二次的避難所であり、災害時に必ず開設されるものではありません。したがって、最初から避難して利用することはできません。
- Q 4 飛び込みで要配慮者避難施設に避難された方への対応について。
- A 4 要配慮者等が飛び込みで避難されてきた場合は、茨木市へ状況等を連絡の上、災害が治まり安全が確認され次第、近隣の指定避難所を案内します。
明らかに要介護度が高い方等、指定避難所での生活が困難な方がいる場合の対応については、茨木市へ相談してください。
- Q 5 緊急入所施設の対象者の想定は。
- A 5 緊急入所施設の対象となる者は、福祉避難施設での生活が困難であって、入所介護を要する概ね要介護度 3 以上で常時、専門的介助、援助が必要な方を想定しています。
- Q 6 福祉避難施設の運営に当たり、概ね 10 人に 1 人配置する生活相談員等は、どのような資格が必要か。
- A 6 看護師又は介護福祉士等の専門職の資格を有する方が適任です。生活相談員は専任である必要はなく、避難施設の職員と兼務できます。

■ 関係機関連絡先

(H29. 2. 1 現在)

【茨木市・茨木市社会福祉協議会ボランティアセンター】

関 係 先		所 在 地	連 絡 先
茨 木 市	代 表	駅前三丁目 8 番 13 号	TEL : 622-8121
	危機管理課	E-mail kikikanri@city.ibaraki.lg.jp	TEL : 620-1617 FAX : 624-9249
	障害福祉課	E-mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp	TEL : 620-1636 FAX : 627-1692
	介護保険課	E-mail kaigohoken@city.ibaraki.lg.jp	TEL : 620-1639 FAX : 622-5950
茨木市ボランティアセンター		E-mail ivc@ibaraki-csw.com	TEL : 627-0086 FAX : 627-0107

※各小・中学校の職員室設置の防災無線にて災害対策本部と連絡がとれます。

【茨木市高齢者サービス事業所連絡会 福祉避難施設等 設置届出避難施設】※

1 特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)(緊急入所施設)

No	事 業 所 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
1	茨木荘	大字泉原 37 番 6 号	649-4000	649-4038
2	春風	南安威二丁目 10 番 5 号	640-2626	640-2668
3	ラガール	大字安威 12 番地	648-1500	648-1501
4	常清の里	清水一丁目 28 番 22 号	641-3151	641-3393
5	豊川の郷	豊川四丁目 35 番 31 号	643-0333	643-0367
6	庄栄エルダーセンター	庄二丁目 7 番 38 号	631-5151	631-5141
7	春日丘荘	南春日丘七丁目 11 番 22 号	625-6377	620-2413
8	春日丘荘 彩の家	南春日丘七丁目 11 番 48 号	625-6366	625-6522
9	聖和荘	畑田町 11 番 25 号	626-0010	625-1596
10	春菊苑	見付山一丁目 10 番 25 号	624-6500	622-3266
11	コムシェいばらき	玉島一丁目 28 番 1 号	632-3355	632-9800
12	コムシェいばらき佳のか	新堂二丁目 2 番 5 号	633-8800	633-8811
13	みやけの里	丑寅二丁目 1 番 8 号	631-3890	627-0100

2 介護老人保健施設(緊急入所施設)

No	事 業 所 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
1	清溪苑	大字泉原 38 番地の 1	649-0111	649-4038
2	あいの苑	東太田四丁目 5 番 20 号	645-6550	621-6555
3	ひまわり	南春日丘七丁目 9 番 18 号	621-2691	621-2734
4	ライフポート茨木	見付山二丁目 1 番 39 号	622-0062	622-0869
5	たんぽぽ	真砂三丁目 21 番 27 号	636-8750	638-7752
6	めぐみ	南安威二丁目 10 番 17 号	641-8351	641-8356

3 介護療養型医療施設（緊急入所施設）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	友紘会総合病院	清水一丁目 34 番 1 号	641-2488	641-4016

4 短期入所生活介護事業所（緊急入所施設）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	天兆園	安威二丁目 10 番 11 号	640-3965	640-3967

5 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、グループホーム、小規模多機能、複合型施設（福祉避難施設）

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	チャーム南いばらき（有料）	東奈良三丁目 16 番 16 号	634-7178	634-7179
2	たのしい家茨木（有料）	水尾一丁目 14 番 5 号	630-3521	632-0121
3	カリエール茨木（有料）	東太田四丁目 6 番 16 号	623-1277	623-1275
4	ケアハウスグリーンビラ いばらき（ケアハウス）	大字泉原 62 番地	649-3700	649-3331
5	まどか茨木（有料）	寺田町 5 番 14 号	630-3222	630-3331
6	メディカルホームボンセジ ュール茨木万博公園（有料）	西豊川町 25 番 2 号	641-6617	641-6618
7	そんぼの家 茨木東奈良 （有料）	東奈良三丁目 8 番 13 号	652-0485	652-0486
8	そんぼの家 茨木島（有料）	島四丁目 8 番 8 号	634-1744	634-1745
9	グループハウスエーガイ ヤ（有料）	中穂積二丁目 10 番 23 号	645-7477	645-7479
10	ぼのぼの彩都（有料）	彩都あさぎ四丁目 4 番 20 号	641-1787	641-1875
11	茨木マリアヴィラ（有料）	下穂積一丁目 2 番 5 号	631-1800	631-1802
12	光華苑（養護）	見付山一丁目 10 番 25 号	622-3208	622-3266
13	真華苑（軽費）	北春日丘一丁目 24 番 32 号	626-4151	626-4156
14	末広（グループホーム）	庄二丁目 5 番 1 号	625-6258	625-5673
15	春日丘荘グループホーム	南春日丘七丁目 11 番 22 号	625-6377	620-2413
16	グループホームソラスト 茨木駅前	駅前一丁目 9 番 23 号	623-0391	645-6262
17	グループホーム清福苑	中穂積三丁目 2 番 28 号	631-5858	631-5858
18	グループホームここから さくら苑南茨木	沢良宜西一丁目 6 番 19 号	638-6550	638-6580
19	グループホームみさき花園	花園二丁目 24 番 17 号	641-1191	641-1193
20	安威ゆとり（グループホーム）	安威四丁目 13 番 20 号	657-9721	657-9722
21	グループホームぽっぽ大 手町	大手町 2 番 30 号	623-5592	623-5592
22	グループホームふじい	見付山一丁目 3 番 29 号	623-9602	646-7278
23	小規模多機能ホーム水尾 の家	水尾一丁目 12 番 55 号	632-5304	632-5307
24	小規模多機能型居宅介護 ぱるの家	三島丘一丁目 6 番 70 号の 1	646-0006	646-0007
25	みしま苑（小規模）	東太田一丁目 1 番 2 号 102	622-1196	622-1359

26	小規模多機能センターなでしこ	見付山一丁目 3 番 29 号	665-5455	665-5456
27	小規模多機能センターききょう	見付山一丁目 11 番 1 号	625-9851	646-7251
28	小規模多機能センターはぎ	見付山一丁目 11 番 18 号	631-8031	631-8032
29	ほほえみの郷車作 (小規模)	車作 323 番地 1	648-1008	648-1022
30	ほほえみの郷豊川 (複合型)	豊川四丁目 3 番 10 号	640-0008	646-5150
31	アクティブネットワーク 複合型サービス笑みの家	片桐町 11 番 16 号	626-0911	626-0922

6 通所介護事業所、認知症対応型通所介護 (福祉避難施設)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	やまゆり苑	大字泉原 37 番 6 号	649-4000	649-4038
2	庄栄エルダーデイサービスセンター	庄二丁目 7 番 38 号	631-5151	631-5141
3	春日丘荘デイサービスセンター	南春日丘七丁目 11 番 22 号	625-6377	620-2413
4	デイサービスセンター静華苑	見付山一丁目 11 番 1 号	625-9801	627-0989
5	アクティブネットワーク デイサービスセンター	片桐町 11 番 16 号	626-0911	626-0922
6	じんないケアセンター喜楽	中津町 5 番 3 号 (陣内外科 3 階)	652-0194	652-0195
7	五十鈴ケアセンター	平田二丁目 10 番 17 号	638-4850	691-9250
8	デイサービス癒す手	東奈良二丁目 17 番 33 号	667-1111	667-1109
9	たかとりデイサービス	南春日丘一丁目 1 番 1 号	663-0305	663-0307
10	デイサービスコティ東彩都 (認知症)	大字佐保 266 番地	648-1700	648-1777
11	いっぷく (認知症)	西福井四丁目 4 番 22 号	643-5181	643-5189
12	デイサービスセンター未来 (認知症)	寺田町 8 番 20 号 1 F	635-8484	635-8451
13	おさんぽ (認知症)	清水一丁目 12 番 9 号	640-5080	640-5081

【茨木市障害福祉サービス事業所連絡会 福祉避難施設等 設置届出避難施設】※

1 障害者支援施設(緊急入所施設に準ずる)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	茨木療護園	大字安元 27 番地	649-3284	649-3665
2	茨木学園	大字泉原 37 番地の 1	649-4900	649-2111
3	第 2 茨木学園	大字泉原 70 番地	649-2800	649-3332
4	サンライズ	大字泉原 37 番地の 7	649-1110	649-1109

2 短期入所事業所(緊急入所施設に準ずる)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	障がい者サポートセンターしみず	清水一丁目 28 番 15 号	641-4512	641-3173
2	地域支援センターあゆむ	豊川四丁目 3 番 7 号	640-4860	640-4861

3 生活介護事業所、居宅介護事業所(福祉避難施設)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	エルヘルパーステーション (居宅)	庄二丁目 7 番 38 号	631-5151	631-5141
2	いばらき自立支援センター 「ぽかぽか」(生活介護)	真砂玉島台 8 番 20 号	635-5762	635-5763

※ 茨木市は、要配慮者避難施設の設置届を提出した事業所に、標識及び登録証を交付します。なお、要配慮者避難施設は、耐震・耐火構造及びバリアフリー化等に努めている事業所とします。

■ 協 定 書

大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と茨木市高齢者サービス事業所連絡会（以下「乙」という。）とは、大規模災害に伴う避難所での生活において特別な配慮を要する者を受け入れるための避難施設（以下「避難施設」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市域における大規模な災害（以下単に「災害」という。）の発生に伴い、介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている者（認定の申請中の状態にある者を含む。以下「要配慮者」という。）で、避難所における生活が困難なもののために、乙の会員が運営する施設内に避難施設を設置し、当該要配慮者を避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができるよう、必要な事項について定めることを目的とする。

（避難施設の設置等）

第2条 乙は、避難施設として要配慮者を受け入れることができる施設の名称、所在地、受入れ可能な人数等をあらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の避難施設を設置するため、乙の会員に協力を求め、この求めに応じた乙の会員（以下「丙」という。）の避難施設の設置運営の取りまとめを行うものとする。

（避難施設の開設の要請及び受諾）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難施設を開設する必要があると認めるときは、乙及び丙（以下「乙等」という。）に対して避難施設開設要請書（別記様式）により避難施設の開設を要請するものとする。

2 乙等は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、前条第1項の規定により避難施設の開設（開設後の要配慮者の追加受入れを含む。）を乙等に要請する場合は、次に掲げる事項を乙等に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要配慮者の氏名、住所、電話番号、介護保険の認定・利用状況、身体状況等
- (2) 要配慮者の連絡先となる親族等の氏名、住所、電話番号等
- (3) その他避難施設に要配慮者を受け入れるために必要な事項

（避難施設の開設期間）

第5条 避難施設の開設期間は、甲が乙等に開設を要請するときに、甲乙協議の上、別に定める。

(協力体制等)

第6条 甲は、乙等が避難施設を適切に運営できるよう、必要な協力を行うものとする。

2 乙等は、避難施設を開設した場合は、甲と協力し、避難施設が円滑に運営できるよう努めるものとする。

3 甲及び乙等は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素からの情報交換及び連絡体制の確保等に努め、緊急時に備えるものとする。

(費用弁済)

第7条 丙が避難施設の開設及び運営に要した費用の負担については、甲乙協議の上、別に定める。ただし、要配慮者の受入れに要する経費が、この協定以外の規程等により処理できる場合は、当該規程等を適用する。

(要配慮者の移送)

第8条 要配慮者の移送は、原則として要配慮者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙等に協力を要請できるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 乙等は、この協定に基づき、避難施設に受け入れた要配慮者の個人情報（茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年1月11日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの異議の意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月11日

甲 茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号
茨木市
代表者 茨木市長 印

乙 茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号
茨木市高齢者サービス事業所連絡会
代表者 会 長 印

大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と茨木市障害福祉サービス事業所連絡会（以下「乙」という。）とは、大規模災害に伴う避難所での生活において特別な配慮を要する者を受け入れるための避難施設（以下「避難施設」という。）の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市域における大規模な災害（以下単に「災害」という。）の発生に伴い、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（以下「要配慮者」という。）で、避難所における生活が困難な者のために、乙の会員が運営する施設内に避難施設を設置し、当該要配慮者を避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができるよう、必要な事項について定めることを目的とする。

（避難施設の設置等）

第2条 乙は、避難施設として要配慮者を受け入れることができる施設の名称、所在地、受け入れ可能な人数等をあらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の避難施設を設置するため、乙の会員に協力を求め、この求めに応じた乙の会員（以下「丙」という。）の避難施設の設置運営の取りまとめを行うものとする。

（避難施設の開設の要請及び受諾）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難施設を開設する必要があると認めるときは、乙及び丙（以下「乙等」という。）に対して避難施設開設要請書（別記様式）により避難施設の開設を要請するものとする。

2 乙等は、甲からの要請をできる限り受諾するように努めるものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、前条第1項の規定により避難施設の開設（開設後の要配慮者の追加受け入れを含む。）を乙等に要請する場合には、次に掲げる事項を乙等に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 要配慮者の氏名、住所、電話番号、障害者手帳の交付・障害程度区分の認定・サービスの利用状況等

(2) 要配慮者の連絡先となる親族等の氏名、住所、電話番号等

(3) その他避難施設に要配慮者を受け入れるために必要な事項

（避難施設の開設期間）

第5条 避難施設の開設期間は、甲が乙等に開設を要請するときに、甲乙協議の上、別に定める。

（協力体制等）

第6条 甲は、乙等が避難施設を適切に運営できるよう、必要な協力を行うものとする。

2 乙等は、避難施設を開設した場合は、甲と協力し、避難施設が円滑に運営できるよう努めるものとする。

3 甲及び乙等は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素からの情報交換及び連絡体制の確保等に努め、緊急時に備えるものとする。

(費用弁済)

第7条 丙が避難施設の開設及び運営に要した費用の負担については、甲乙協議の上、別に定める。ただし、要配慮者の受け入れに要する経費が、この協定以外の規定等により処理できる場合は、当該規定等を適用する。

(要援護者の移送)

第8条 要配慮者の移送は、原則として要援護者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙等に協力を要請できるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 乙等は、この協定に基づき、避難施設に受け入れた要配慮者の個人情報（茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年1月11日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの異議の意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月11日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 印

乙 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市障害福祉サービス事業所連絡会
代表者 会長 印

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

様

（要請者）
茨木市長

避難施設開設要請書

災害発生に伴う避難施設の設置運営に関する協定に基づき、次のとおり避難施設の開設を要請します。

- （１） 施設名
- （２） 受入人数
- （３） 開設日
- （４） その他

担当課
担当者
電話番号

各種様式